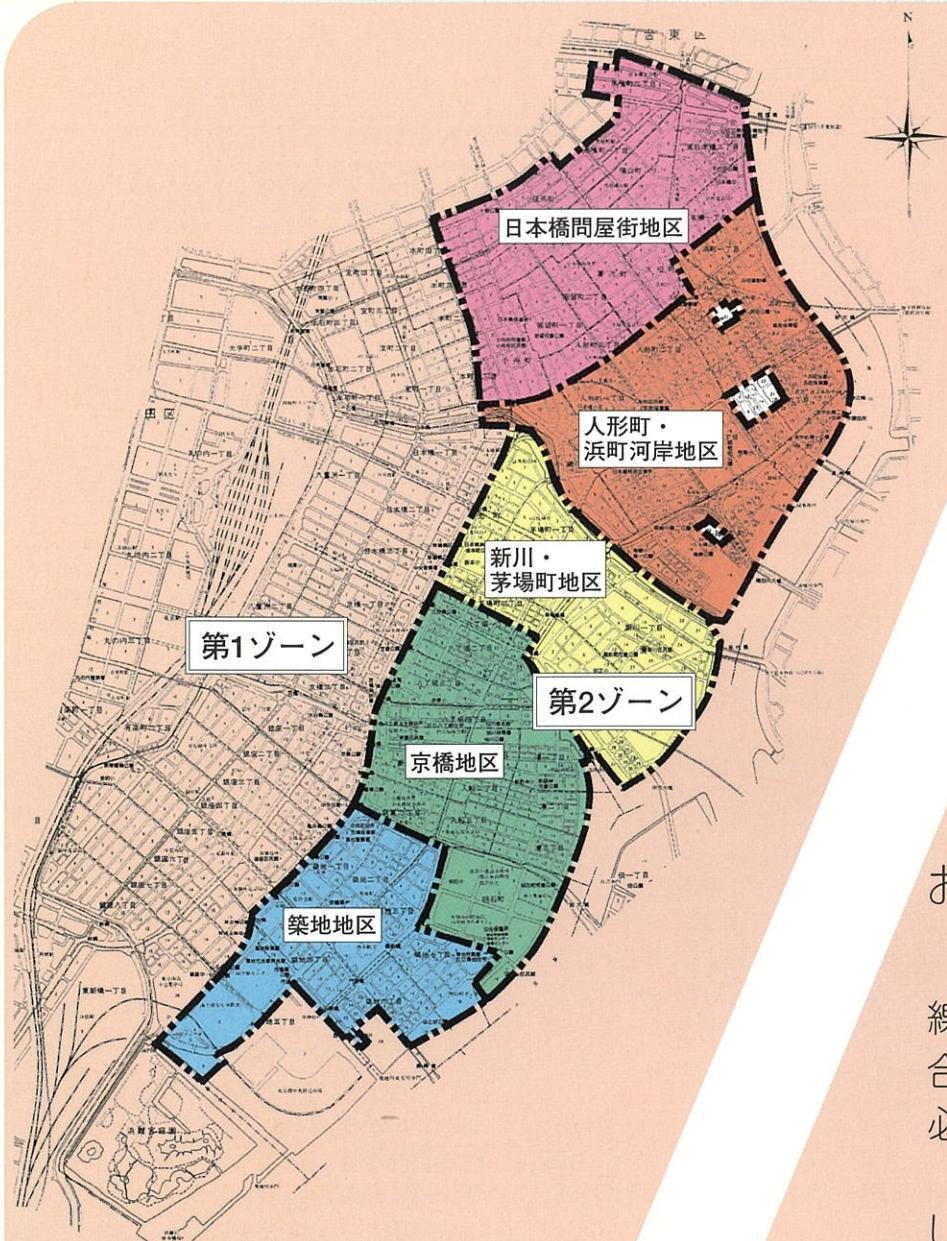


街並み誘導型地区計画の適用区域は



※用途制限を受ける商店街の区域についてお問い合わせください。

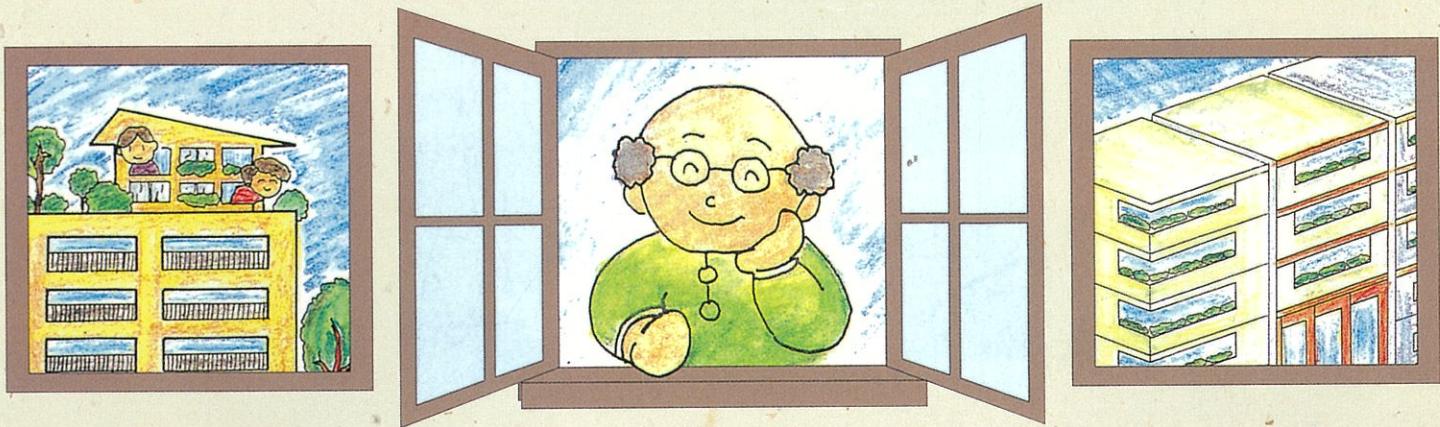
こちらまで
お気軽に
お問い合わせ下さい。

〒104-8404 東京都中央区築地1-1-1
都市整備部 地域整備課
(03-3546-5447)
都市整備部 建築課
(03-3546-5456)

発行
平成15年

みんなの建替え支援

地区計画の手引き



新しいまちづくりのルール



中央区

新しいまちづくりのルールにより
皆さんの個別の建替えを支援していきます。

新しいまちづくりのルールとして
第2ゾーンに「街並み誘導型地区計画」を定めます。

中央区ではこれまで人口の回復を目標としたまちづくりの実現を目指し、皆さんに将来にわたって「より快適に住み続けていただけ」とためのまちづくりを進めてまいりました。

平成5年には住宅の容積率を割増すことの出来る「用途別容積型地区計画」を導入し、相応の効果を上げてまいりました。

今回さらに個別の建替えを行いやすくするため、「街並み誘導型地区計画」を導入いたします。

街並み誘導型地区計画は…

街並み誘導型地区計画は、建物の高さや壁面の位置の制限などのまちづくりのルールを定めることにより道路斜線制限や容積率の制限が緩和されます。その結果、建替えの際に現在より広い住宅を設けられるとともに、良好な街並みが形成され、狭い道路に面する敷地等でも一定の住環境を確保しつつ、土地の有効活用を図ることが出来ます。

まちづくりの目標

- 整った街並みと良好な歩行者空間の形成
- 適切で統一されたスカイラインの形成
- 安全で良好な住宅の整備

地区計画ってなあに？

地区の特性に応じた規制と誘導のまちづくり手法です。
地区計画は、まちの状況や将来の目標となるまちづくり像に沿った「その地区にあったルール」を定める建築基準法や都市計画法に基づく制度です。

街並み誘導型地区計画は
こんな特徴があります。

現状で建替えを考えてみると…

斜線制限により…

1.25または
1.5

道路

容積率の制限により…

利用できない
容積率

道路

街並み誘導型地区計画による建替えのルール…

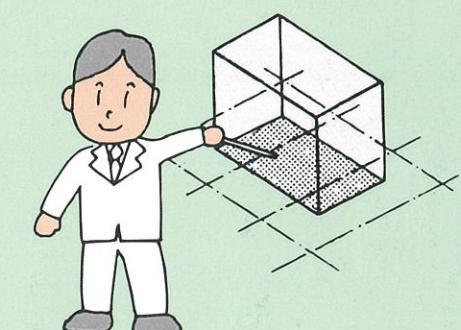
容積率の最高限度が緩和されます。

- ・住宅を設けることで容積率が緩和され、2世帯住宅やゆとりある住宅が整備されます。



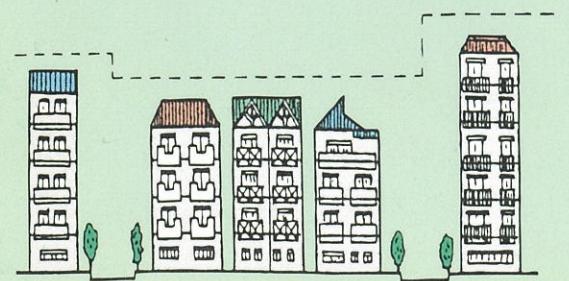
全ての敷地で活用できます。

- ・全ての敷地で制度が活用できるため、狭い道路に面していたり、規模の小さい敷地でも、土地の有効利用が図れます。



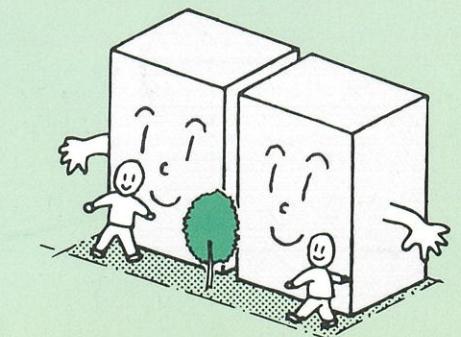
建物の最高高さが統一されます。

- ・地域に応じた適切な建物の高さが定まり、統一されたスカイラインが形成されます。



壁面の位置が整います。

- ・壁面を後退することにより、整った街並みと歩行者空間が形成されます。



道路斜線制限が緩和され、建物上部が有効に利用されます。



Aさんの建てられる最高高さは…

Step

- ・指定容積率600%
- ・接する道路幅員8m

右表より
高さの限度は、
30m

建物の最高高さは…

建物の最高高さは、地域の指定容積率や敷地に面する道路幅員により定まります。

例えば、指定容積率600%で11mの幅員の道路に面する敷地の場合は、右の表より36mとなります。ただし、隣地斜線制限の緩和はありません。

2以上の道路の面している場合

いすれか一方が、2項・3項道路の場合は、建築基準法の斜線制限の適用範囲を準用して2項・3項道路の道路中心から10m以下の部分については13mとなります。
◇別途、運用基準がありますのでご相談下さい。

2項道路・3項道路では…

2項道路・3項道路のみに面している敷地の建物の最高高さは、指定容積率の大きさに関わらず、一律13mとなります。

建物の最高高さのルール

道路幅員※	指定容積率				
	400%	500%	600%	700%	800%
20m以上	36m	38m	42m	50m	
12m~20m未満					
8m~12m未満	25m	36m又は3(W+2)のいすれか小さい値			
6m~8m未満	18m	24m又は3(W+1)のいすれか小さい値			
4m~6m未満	15m	18m又は3(W+1)のいすれか小さい値			
2項・3項道路		13m			

注：Wは現状の幅員(m)

*2以上の道路に面している場合は、原則として、広い方の道路幅員となります。

*建築面積の1/8以内の階段室やエレベーター機械室は表の高さを超えて建築できます。



容積率・住宅関連施設とは？

容積率…

容積率とは、敷地に対してどのくらいの建物が建てられるかを表している割合をいいます。

容積率には、都市計画により定められる指定容積率と敷地に面する道路の大きさにより定められる容積率の2つがあります。

基準容積率は、指定容積率の値と道路幅員に地域による係数(商業地域の場合0.6 住居地域の場合0.4)を乗じた値のどちらか小さい方の値となります。

住宅関連施設…

住宅関連施設とは、飲食店や公衆浴場など日常生活に必要な施設のことをいいます。

住宅と併せて店舗や飲食店などを作る場合、一定の範囲(住宅の容積率の1/2以下、かつ、50%以下)に限り、住宅と見なして容積を緩和します。

住宅関連施設…店舗、飲食店、公衆浴場、診療所 等

斜線制限による
上層部の有効利用

容積率の緩和の対象となる
定住性の高い
良好な住宅等とは？

住宅等…

住宅・共同住宅(定住型住宅及び高齢者の居住の安定確保に関する法律第30条に基づき認定を受けたもの)・寄宿舎・下宿をいいます。

定住型住宅…

住戸の専用部分の床面積が40m²以上の住戸をいいます。

ティークリーマンション・ マンスリーマンション…

ホテルとして扱い、住宅に関する容積率の緩和の対象から除外します。

容積率の最高限度は…

容積率の最高限度は定住型住宅の割合が大きいほど緩和率が大きくなります。

(敷地が300m²以上の場合) ①建物がすべて住宅等の場合

基準容積率(指定容積率400%~800%と敷地に面する道路幅員に商業地域ならば0.6、第二種住居地域ならば0.4を乗じた値のどちらか小さい値)の1.4倍かつ1000%以下です。

②建物がすべて非住宅(事務所や店舗のみ)の場合

基準容積率と同じです。

③住宅等と非住宅を含む場合

下の計算式により求められる値となります。

$$C = 1.4 (A - B) + B + B / A \times 100\%$$

A : 基準容積率

B : 非住宅用途の容積率(40m²未満の住戸を含む)

C : 容積率の最高限度

緩和される容積率は、敷地の規模により異なります。

(300m²未満の場合)

敷地が100m²以上300m²未満の場合の緩和される容積率(上の式でいえば[C-A])の値です。)は、上記の計算で求められる値の2/3となり、100m²未満の場合は1/2となります。

2項道路・3項道路等では…

2項道路・3項道路及び第二種住居地域内で幅員6m未満の道路のみに面している敷地の容積率は、その大きさに関係なく一律280%となります。ただし、基準容積率を超える部分については住宅用途に限定されます。

私の場合は？

指定容積率は500%
敷地の大きさは80m²
接する道路の幅員は6m
共同住宅で40m²未満の住戸の容積率を200%分とり、残りを定住型住宅として建てようと考えた場合
基準容積率=6(m) × 0.6 × 100% = 360%
 $C = 1.4 (360\% - 200\%) + 200\% + (200\% / 360\%) \times 100\% = 479\%$
(↑緩和された容積率は、479% - 360% = 119%)

上記の値は、敷地の大きさが100m²未満の場合なので
 $C' = 360\% + (119\% \times 1/2) = 419\%$ となります。

指定容積率500%の場合

